

インフルエンザ予防接種助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市職員共済組合定款第34条の12の規定ならびに神戸市職員共済組合保健事業に関する規程に基づき実施するインフルエンザ予防接種助成事業の助成金交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この助成金の交付申請者は組合員本人とし、医療機関において受けたインフルエンザ予防接種を対象とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、組合員本人が対象期間中に予防接種した接種1回の自己負担額の全部又は一部を助成することとし、その上限は3,000円とする。なお、申請は年度1回の助成を限度とする。

(助成金の請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、インフルエンザ予防接種費用が記載された領収書を添えて理事長あてに請求するものとする。

(助成金の交付)

第5条 理事長は、この要領に定める要件を満たす請求があったときは、原則年度末までに給与と併給して助成金を交付する。ただし、給与と併給することができない場合については、組合員の銀行口座に振り込むものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局次長が定める。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。